

## 仕 様 書

- 1 修 繕 名 称 既存照明器具LED化修繕（秋田県立由利高等学校）
- 2 数 量 4 1 3 台
- 3 修 繕 場 所 秋田県立由利高等学校  
（由利本荘市川口字愛宕山1番1）
- 4 対象室及び対象箇所 別添「照明器具のLED化対象室」のとおり
- 5 期 限 令和8年11月30日（月）
- 6 修 繕 内 容
  - （1）対象照明器具の既存蛍光管、グロー点灯管等の取り外し
  - （2）LED管に管球交換するため、照明器具内安定器のバイパス配線作業及び安定器の取り外し
  - （3）修繕後の照明器具への表示
    - ① LED化改造の記録及び蛍光管取付不可である旨の表示
    - ② 蛍光灯器具の銘板記載の情報が無効である旨の表示
    - ③ 給電側ソケットの表示
  - （4）LED管の取付
  - （5）点灯の確認
- 7 LED管球仕様
  - （1）品 名 直管型LEDランプ
  - （2）本 数 7 6 7 本
  - （3）形 式 4 0 W型
  - （4）口 金 G 1 3
  - （5）定格消費電力 2 0 W以下
  - （6）全光束 2, 5 0 0 l m以上
  - （7）光源色 昼白色
  - （8）寿 命 4 0, 0 0 0 時間以上
  - （9）電源、給電方式 電源内蔵、片側給電
  - （10）その他 （一社）日本照明工業会 J L M A 3 0 1 に適合していること

## 8 特記事項

- (1) 既存照明器具にLED管を管球交換するために必要な照明器具の修繕であることから、既存照明器具の仕様により、安定器のバイパス配線以外の修繕が必要となる場合は、当該修繕を含むものとする。
- (2) 照明器具内安定器のバイパス配線は、電源内蔵型で片側給電のLED管に対応できるようにするものとする。
- (3) 安定器は、照明器具から取り外し発注者へ引き渡しするものとする。
- (4) LED管及び修繕に必要な消耗部材は受注者の負担とする。また、取り外した蛍光管は発注者に引き渡す。
- (5) 作業期間及び作業時間は着手前に協議するものとするが、授業や学校行事等の対応のため、変更する場合がある。
- (6) 作業期間中は、学校内の安全に配慮し、特に児童生徒、職員及び来校者等の安全に留意すること。また、校内の他の施設設備に影響を及ぼさないようにすること。
- (7) 既存照明器具の状況により、今回の修繕内容によっても管球交換ができない箇所が発生した場合は、発注者と受注者で協議する場合がある。
- (8) 検査は、発注者、受注者、双方立ち会いのもと点灯確認したうえで完了とする。
- (9) 修繕の内容については、(一社)日本照明工業会ガイド301に適合するものであること。